

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十三年十一月十九日第二十五号、平成二十三年一月十三日第十号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

取消番号	第十三号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの年 月 日	平成二十七年 十一月十一日
指定の取消しに係る道路の位置	<p>日高市大字高萩字堀之内二百二十五番二から 二百二十七番二まで</p> <p>日高市大字高萩字王神二千四百四十一番から 二千四百二十五番二まで</p> <p>日高市大字高萩字下宿六十九番一から 七十番二まで</p>
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	<p>百二十・〇</p> <p>七十七・〇</p> <p>六十三・〇</p>
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>五・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p>